

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

ケアサポート Real は、ご利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう速やかに対応する体制を構築するとともに、ご利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護保険サービス、障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

平常時の対策

（１）感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を設置し、おおむね６月に１回の頻度で開催する。感染対策委員会では、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。感染対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ることとする。

（２）感染対策委員会の構成委員

- ・委員長は管理者が務める。
- ・委員会の委員は、サービス提供責任者、ヘルパーとする。

（３）感染症対策指針の策定及び見直し

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、ご利用者および職員を感染症等への罹患及び食中毒の危険から守ることを目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（本指針）」を整備する。

また、新型感染症の流行状況を注視し、必要に応じて指針の内容の見直しを行う。

（４）感染症対策研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症対策に関する知識を組織的に浸透させるため、年に１回以上の研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。また、職員の新規採用時にも感染症対策研修を実施する。研修においては、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。

研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が中心となり実施する。

（５）事業所内の衛生管理について

- 1 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清

掃、消毒を定期的に行ない、事業所内の衛生管理、 清掃保持に努める。

2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行なう。

3 従業者の感染対策として、従業者はご利用者宅で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。

①検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用。

②1 ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行う。

③食事介助の前に必ず手洗いを行なう。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行ない、職員が食中毒病原体の媒介者とならないように注意を払う。

④排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行ない、使い捨て手袋は1 ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行なう。

⑤膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。

⑥血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないよう必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

4 日常支援時の観察として、職員は、ご利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、ご利用者の身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、ご利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医などに知らせる。

また、「日常支援にかかる感染管理」以下の項目を定める。

①ご利用者の健康管理

②職員の健康管理

③標準的な感染予防策

④衛生管理

感染症等発生時の対応

（1）日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや感染症に係る業務継続計画（BCP） に従い、直ちに感染症発生状況の把握に努める。

（2）感染事例等発生後は、感染拡大の防止のため、以下の感染拡大防止策を実施する。

①職員がご利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかにご利用者と 職員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者またはサービス提供責任者に報告する。

②管理者またはサービス提供責任者は、職員から報告を受けた場合、事業所内の職員に必要な指示を行なう。

（3）職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、 拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう努める。

いよう、特に注意を払うこと。

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行なうこと。

③ご利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。

(4) 医療機関や保健所、市町との連携

足利市を中心に、必要な公的機関との連携について対策を講じる。

〈医療機関との連携〉

- ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
- ② 診療の協力を依頼する
- ③ 医療機関からの指示内容を事業所等内で共有する

〈保健所との連携〉

- ① 疾病の種類、状況により報告を検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する

〈市町との連携〉

- ① 報告の必要性について検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

(5) 関係者への連絡

足利市を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 事業所等での情報共有体制を構築、整備する
- ② ご利用者家族との情報共有体制を構築、整備する
- ③ 居宅介護支援事業所、相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する
- ④ 出入り業者との情報共有体制を構築、整備する

(6) 感染者発生後の支援（ご利用者、職員ともに）

足利市を中心に、感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- ② 感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

3 指針の閲覧等

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務所等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

附則

本指針は、令和7年7月1日より施行する。